

宇宙活動法施行に向けた新たな小委員会の設置（改組）について

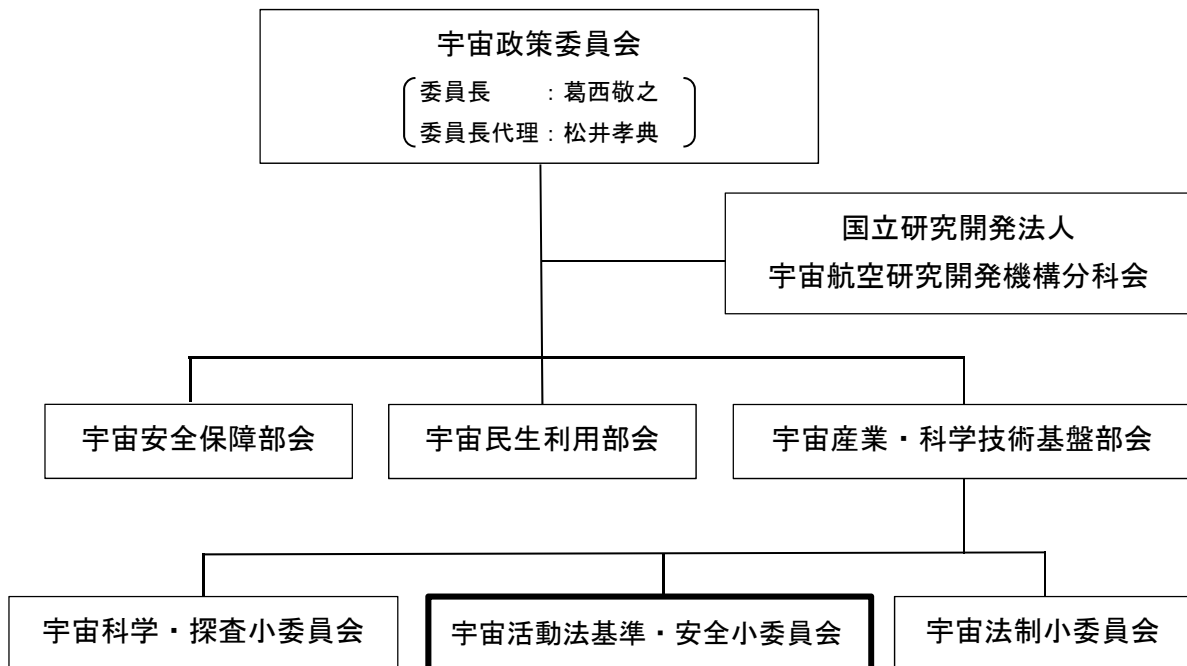
平成 30 年 10 月 30 日

1. 趣旨

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成 28 年法律第 76 号。以下「宇宙活動法」という。）施行に伴い、宇宙産業・科学技術基盤部会の下に設置している「宇宙活動法技術基準小委員会」を「宇宙活動法基準・安全小委員会」に改め、その検討事項に人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関することを追加する。

宇宙政策委員会は、各部会及び小委員会の調査検討状況につき逐次報告を受けることとする。

2. 体制図



(参考)

宇宙政策委員会令（平成二十四年政令第百八十六号）（抄）

(部会)

- 第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(雑則)

- 第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会
宇宙活動法技術基準小委員会の改組について（案）

1. 設置の目的

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」（平成28年法律第76号。以下「宇宙活動法」という。）第55条の規定において、同法第4条第2項第2号、第6条第1号若しくは第2号又は第22条第2号若しくは第3号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

また、内閣府設置法第38条の規定において、宇宙政策委員会は内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べ、また、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し必要な勧告をすることができることとされている。

このため、宇宙活動法の施行日（平成30年11月15日）をもって、宇宙政策委員会宇宙産業・科学技術基盤部会の下に「宇宙活動法技術基準小委員会」を「宇宙活動法基準・安全小委員会」（以下、「小委員会」という。）に改組し、その検討事項に人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関することを追加することとする。

2. 検討事項

小委員会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 宇宙活動法第4条第2項第2号、第6条第1号若しくは第2号又は第22条第2号若しくは第3号の内閣府令の制定又は改廃に関すること
- (2) 人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関すること
- (3) その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、小委員会に座長を置く。座長は、小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

小委員会の庶務は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年法律第76号）

（許可）

第4条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 <略>

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計（第13条第1項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定（以下「外国認定」という。）を受けたものにあつては外国認定を受けた旨）

三～六 <略>

（許可の基準）

第6条 内閣総理大臣は、第4条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していること又は第13条第1項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していること又は第16条第1項の適合認定を受けたものであること。

イ・ロ <略>

三・四 <略>

（許可の基準）

第22条 内閣総理大臣は、第20条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 <略>

二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じ

られていることその他の宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（次号及び第4号ニにおいて「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。

三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者（個人にあっては、死亡時代理人を含む。）が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

四 <略>

（宇宙政策委員会の意見の聴取）

第55条 内閣総理大臣は、第4条第2項第2号、第6条第1号若しくは第2号又は第22条第2号若しくは第3号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

○内閣府設置法（平成11年法律第89号）

（宇宙政策委員会）

第38条 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項

ロ 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

2 宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 宇宙政策委員会は、第1項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。